

訪問看護ステーション あみえる
利用料金表(医療保険)

【R6.6月改定額】

基本療養費 項目			金額	
基本療養費	I	保健師・看護師	週3回まで 5550円 週4回目以降 6550円	
		理学療法士・作業療法士	5550円	
	II	保健師・看護師	同一建物 同一日に2人	週3回まで 5550円 週4回目以降 6550円
		保健師・看護師	同一建物 同一日に3人以上	週3回 2780円 週4回目以降 3280円
		理学療法士・作業療法士	同一建物 同一日に2人	5550円
		理学療法士・作業療法士	同一建物 同一日に3人	2780円
	III	外泊中の訪問看護に対し算定※2	8500円	
管理費	訪問看護管理療養費		月の初日 7670円	
	訪問看護管理療養費1		2日目以降 3000円	

加算名	算定要件	算定回数	金額	
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18:00~22:00、早朝(6:00~8:00)に訪問看護を行った場合	1回につき	2100円	
深夜訪問看護加算	深夜(22:00~6:00)に訪問看護を行った場合	1回につき	4200円	
緊急訪問看護加算	利用者・家族の求めに応じて緊急訪問を行った場合	月14日目まで	1日につき 2650円	
		月15日目以降	1日につき 2000円	
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする方に対して90分を超える訪問看護を行った場合 ※1	1日につき	5200円	
乳幼児加算	6才未満の方	特別な管理を必要とする方 ※2※3※4	1日につき 1800円	
		上記以外の方	1日につき 1300円	
難病等複数回訪問看護加算	1日2回又は3日の訪問を行った場合 ※5	同一建物2人	1日2回まで 4500円 1日3回以上 8000円	
		同一建物3人以上	1日2回まで 4000円 1日3回以上 7200円	
		同一建物2人まで	週1回まで 4500円	
		同一建物3人以上	週1回まで 4000円	
複数名訪問看護加算	看護師・保健師・理学療法士・作業療法士と同行 その他職員と同行 その他職員と同行 ※5 その他職員と同行 ※5	複数の看護師等が同時に訪問看護を行った場合	同一建物2人以下	週3回まで 3000円
			同一建物3人以上	週3回まで 2700円
			同一建物2人以下 1日2回	1日につき 6000円
			同一建物3人以上 1日2回	1日につき 5400円
			同一建物2人以下 1日3回以上	1日につき 10000円
			同一建物3人以上 1日3回以上	1日につき 9000円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合	月1回	780円	
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により計画的な管理を行った場合	月1回	50円	
24時間対応体制加算	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合 24時間対応体制における看護業務負担軽減の取組を行っている場合	月1回	6800円	
特別管理加算(Ⅰ) ※2	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	月1回	5000円	
特別管理加算(Ⅱ) ※3		月1回	2500円	
退院時共同指導加算	病院等に入院入所している方が退院退所するにあたり、主治医等と共同して療養上必要な指導を行った場合 (※2※3※4の場合は月2回まで算定可)	月1回	8000円	
特別管理指導加算	特別な管理を必要とする方は上記に上乗せ ※2※3	月1回	2000円	
退院支援指導加算	退院日に療養上必要な指導を行った場合、退院日翌日以降の初回に加算	1回につき	6000円	
	90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計が90分を超えた場合	1回につき	8400円	
在宅患者連携指導加算	歯科訪問診療や保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行い、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合	月1回	3000円	
在宅患者緊急時カンファレンス加算	医療機関の求めにより開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合	月2回まで	2000円	
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員に同行し業務の実施状況を確認した場合	月1回	2500円	
訪問看護情報提供療養費	市町村・義務教育諸学校・入院入所先へ求めに応じて情報提供を行った場合	月1回	1500円	
ターミナルケア療養費1	在宅で死亡した方に対して、死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合	死亡日	25000円	

特記事項

●※1 長時間訪問看護加算の対象者

- ・特別な管理を必要とする方（※2 ※3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1回/週
- ・15歳未満の超重症児・準超重症児・・・・・・・・・・・・・・・・・・3回/週
- ・15歳未満の小児であって、特別な管理を必要とする方（※2 ※3）・・・・・・・・・・3回/週
- ・特別訪問看護指示期間の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・1回/週

●別表第8の状態

※2

- ・在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注射指導管理・在宅強心剤持続投与指導管理・在宅気管切開患者指導管理をうけている状態にある方
- ・気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方

※3

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある方
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある方
- ・真皮を越える褥瘡の状態にある方
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

●※4 厚生労働大臣が定める疾病等

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症
- ⑦ハンチントン病 ⑧進行性キンジストロフィー症 ⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ年度又はⅢ年度の者に限る））
- ⑩多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
- ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー
- ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑱後天性免疫不全症候群
- ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している状態

●※5 週4日以降及び1日2回以上の訪問看護を利用できる方

- ・※2※3※4の対象の方
- ・特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付から14日以内なら可能

各種助成

項目	対象	負担割合	上限額
子ども医療費助成（札幌市）	高校修了前	1割	3000円/月
重度心身障がい者医療受給者証（札幌市）		1割	3000円/月
ひとり親家庭等医療受給者証（札幌市）		1割	3000円/月

項目	対象	負担割合	上限額
小児慢性特定疾病医療費受給者証	18歳以下（20歳まで延長可）	2割	受給者証に記載あり <small>全ての医療機関での合計上限額となります</small>
指定難病医療費受給者証	20歳以上	2割	